

2013年10月15日

大仙市議会議長 橋村 誠 様

秋田県労働組合総連合

議長 佐々木 章

〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階

電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

## 日本国憲法をいかし、安定した雇用の実現を求める陳情

## 【陳情趣旨】

労働法制の規制緩和が行われてきた結果、非正規雇用労働者は2000万人を超え、年収200万円未満のワーキングプアも1100万人に達する事態となっています。若者が働き続けることができない「ブラック企業」が社会問題となっており、就職活動も若者を苦しめています。雇用の状況は「底が抜けた」という表現が使われるほど深刻であり、このままでは日本社会の未来が危ぶまれます。雇用の安定を取り戻し、人間らしく働き続けられる仕事・職場(ディーセントワーク)を実現することが緊急の課題となっています。さらには、経済の再生のためにも、政治の主導で賃上げに進むことが求められます。

政府が進めようとしている「雇用改革」は労働法制の規制緩和をさらに強化するもので、「労働者保護」とは真逆となっています。産業や企業の「新陳代謝」にあわせて、雇用のルールも「雇用維持型」から「労働移動型」に転換するとしています。これではリストラが多発し、「大量失業時代」が到来しかねません。

解雇をしやすくし、賃金などの処遇も引き下げる「限定正社員」制度や、労働時間(残業)規制の骨抜きと一体で長時間過密労働を強いる「無限定社員(ホワイトカラーイグゼンプション)」づくり、労働者派遣の事実上の自由化など、若者が働き続けることができない「ブラック企業」化を促進し、過労死を多発させかねません。

今求められるのは、日本国憲法をいかし、幸せに暮らせる日本にしていくことです。貴議会におかれましては以上の趣旨をご理解いただき、下記事項につき国に対して意見書を提出してくださるようお願い申し上げます。

## 【陳情事項】

1. 解雇や雇止めを規制して、安定した雇用制度にすること。「限定正社員」や「解雇の金銭解決制度」など、解雇をしやすくする制度づくりはおこなわないこと。
2. 残業代をゼロにする労働時間(残業)規制の骨抜きや労働者派遣の拡大など、労働法制の規制緩和をおこなわないこと。
3. 「均等待遇」原則を確立し、非正規雇用労働者の差別的な待遇を改善すること。労働者が安心して働き続けられる労働環境となるよう、「働くルール」の整備をすすめること。

以上

